

愛好者諸氏を網羅し非常の盛會なりき。

今回東京美術學校に於て展觀する中華民國廉泉氏所藏の書畫は、彼地に於て頗る有名なるものにて、先年獨逸の皇太子、支那に觀光の豫定ありし頃、清國政府にては支那の美術を代表するに足るべき名畫を展觀に供せむとし、種々訪選の結果廉氏の藏品を借入れしが、流行病の爲に觀光見合せと爲りし爲、その儘一時北京に在りしに、生憎革命の變亂ありしかど、廉氏は保管を外國人に托して、安全なる事を得今回大正博覽會に際し、山座公使等よりその尤品を携へて我國の同好者に示すことを慫慂せられ、行篋に收め來りしもの約百點あり。同氏の藏品は、明末の名士宮紫玄が、その春雨草堂に王建章、張瑞圖、倪元璐等と詩畫に耽遊せし時の遺品多く、姻戚の關係を以て、後に宮氏より傳はりしものを主とし、就中王建章の扇畫の如きは廿四面盡く非常の傑作たり。その餘元季以來の書畫に未だ本邦に流傳せざりしもの少からず。又南唐刻本澄清堂帖の如きは明代僅かに三本を存せりと云ふものゝ一にして即ち邢子愿の舊藏本なれば、實に天下の逸品なり。文雅の士鑒賞の機を逸する勿かれ。

〔下略〕

廉泉は本校の尽力に対し、謝礼として王建章筆廬山觀瀑図大軸に自筆題記を添えて本校に寄贈した。また、本校は出陳作の中から三十余点を選び、これに大村西崖の解説を附した『小万柳堂劇蹟』を大正三年七月に審美書院から発行した。なお、上記月報および次号

の第四号には王建章、仇英、沈石田、王孟端、傅山、張船山、高鳳翰、石濤、周之冕、倪元璐、唐履雪の作の写真が掲載されている。

⑨ 日本美術院再興、第一回院展

大正二年九月二日の岡倉天心死去を契機に横山大観、下村観山、木村武山ら弟子たちの間に日本美術院再興の議が起こり、これに辰沢延次郎、笹川臨風、斎藤隆三らが協賛し、急拠計画が進められ、大正三年には美術院に縁故の深い谷中の地に研究所が建てられた。本館は二階建疊敷百二十余坪の純日本式建物で、これに二十余坪の別棟と十余坪の管理人室が連なり、本館二階二十五疊の室が同人の画室に、階下五十疊が研究室に、五間に三間の板の間が洋画研究室に、十五疊が図書室に、また、別棟は木彫研究室、塑造研究室にあてられた。

洋画研究室が設けられたのは、大観と小杉未醒が以前から計画していた自由研究所構想によるもので、ここでは未醒が制作や指導を行うこととなった。木彫研究室は平櫛田中が中心となって使用した。第一回文展開催のとき、岡倉天心の提唱により高村光雲、米原雲海、山崎朝雲、滝沢天友、平櫛田中らが日本固有の木彫美術の振興を目的とする日本彫刻会を結成したが、田中は院再興を機に日本彫刻会を開散し、吉田白嶺、内藤伸、下村清時、佐藤朝山を伴って美術院に参加したのであった。

大観らは、最初は単に天心の遺志を継いで真摯に日本画を研究し、日本画の向上を図ろうという趣旨で計画を進めたが、そのさなかに大観が文展の審査委員を除外されるということが起こった。文

展の日本画部門は新旧両派の軋轢がはげしく、文部省は緩和策として大正元年に一科(旧派)、二科(新派)に区分して別個に審査を行うこととしたが、大正三年再びこれを一本化し、その際、二科制で大幅に増員した審査委員を削減し、大観もそれに含まれた。この措置は大分議論を呼んだが、大観はこれによって文展への対抗意識を燃え立たせ、また、彼に同調して下村観山も審査委員を辞し、安田靉彦、今村紫紅らも文展を離れて美術院に与し、反文展、在野党として独自に公募展を開催することとなった。

開院式は天心の一周忌にあたる大正三年九月二日に行われた。当初の陣容は次のとおりであった。

経営者 横山大観、下村観山、木村武山、安田靉彦、今村紫紅、

小杉未醒(以上同人)、辰沢延次郎、笹川臨風、斎藤隆三

賛助員 高田早苗、原富太郎

評議員 経営者と賛助員全員

院友は二十余名、研究会員は九十余名あった。院友のなかには西村青帰、勝田蕉琴、中村岳陵、筆谷等観ら東京美術学校卒業生もいた。研究会員中の野生司香雪も本校卒業生である。

大正三年十月十五日から十一月十五日まで文展と会期を同じくして日本橋三越で第一回日本美術院展が開催され、大観の「游刃有余地」、観山の「白狐」、武山の「小春」、未醒の「飲馬」ほか小品三点など同人の作と公募作の絵画四十九点および彫刻十四点が展示され大変な盛況であった。『東京美術学校校友会月報』第十三巻第六号も「全體を通覧するに、見るべきもの甚だ多く、新進研究の活氣作品に滿ち同院が再興第一回の展覽會としては成効に近きもの」とい

ふべく、他の展覽會に對して、院派の特色を發揮せり。」と賛辞を贈った。

⑩ 東京美術学校規程改正と制度改革

大正三年九月五日發布文部省令第二十八号により東京美術学校規程が定められた。

東京美術学校規程

第一條 東京美術學校ノ學科ヲ分チテ日本畫科、西洋畫科、彫刻科、圖案科、金工科、鑄造科、漆工科及製版科トス

製版科ヲ除キ各學科ニ豫備科ヲ置ク

第二條 東京美術學校ノ修業年限ハ豫備科ヲ通シテ五箇年トス

但シ製版科ノ修業年限ハ三箇年トス

第三條 各學科ノ學科目及其ノ程度ハ左ノ如シ

(學科目及每週教授時數表略之) (「頁」学科課程「参照」)

學校長ハ臨時必要ト認ムル場合ニ於テハ前表ノ每週教授時數ヲ増減シ若ハ科外講義ヲ開クコトヲ得

第四條 卒業者ニシテ既修ノ學科ニ就キ更ニ研究セントスルモノハ研究生トシテ三箇年以内在學セシムルコトヲ得

第五條 各學科ノ學科目中一科目若ハ數科目ヲ選擇シテ學修セントスル者ハ選科生トシテ入學セシムルコトヲ得

(『東京美術学校一覽』從大正三年至大正四年)

ここに図画師範科が除外されているのは同科には別設の「東京美